

北とぴあ、赤羽・滝野川会館に 区民優遇制度を導入します。

区民優遇制度とは

区民の皆さまと区民以外の皆さまの施設利用の料金・申込開始時期に差を設けることにより、区民の皆さまの施設利用を優遇する制度です。

適用時期（利用分）

- 赤羽・滝野川会館各施設：平成 25 年 4 月利用分から
 - 北とぴあ各ホールを除く施設：平成 25 年 4 月利用分から
 - 北とぴあ各ホール：平成 25 年 10 月利用分から
- ※平成 24 年 10 月以降の申込が対象となります。

区民優遇制度の内容

- 特典 1** 区民の皆さまは、これまでと同じ料金でご利用いただけます。
区民以外の皆さまは、これまでの料金から最大 50%引き上げます。
- 特典 2** 区民の皆さまは、区民以外の皆さまよりも申込開始時期が早いため、優先的に施設を予約することができます。
区民以外の皆さまは、抽選会に参加できなくなります。

ご注意ください

- 区民の皆さまには、原則として区民利用者の登録が必要になります。
 - 区民利用者として登録をする際には、区民であることを証明する公的証明書（免許証・保険証等）の提示をお願いします。
 - 区民でない区内在学・在勤の皆さまは、抽選会に参加できなくなります。
 - 登録を済ませた皆さまには新たに「北区会館施設利用者登録証」を発行いたします。
- ※詳しくは各施設にお問い合わせ下さい。



ほくとちゃん

**区民利用者登録
をお忘れなく！！**

◆お問い合わせ◆

- 北とぴあ：施設予約受付（03-5390-1105）
- 赤羽会館：赤羽会館受付（03-3901-8121）
- 滝野川会館：滝野川会館受付（03-3910-1651）